



雲南市信用保証料補助金制度を拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、対象融資制度の融資を受けた事業者の方に

◎信用保証料の経費の10/10以内(上限20万円)

を補助します。

対象者	○市内に店舗又は事業所を有する中小企業者(※1) ○セーフティネット保証4号もしくは5号又は危機関連保証の規定により市の認定を受けた方(※2)
対象融資	(1)島根県中小企業制度融資 (2)島根県信用保証協会が取扱う一般の保証融資(一部を除く。)
補助額	補助対象経費:融資実行時に島根県信用保証協会に支払う信用保証料の額 補助対象経費の10/10以内 ※上限20万円 ※一括支払分又は分割支払初回分の信用保証料のみ対象
必要書類	(1)中小企業信用保証料補助金交付申請書(様式第1号) (2)補助金交付請求書(様式第3号) (3)信用保証料受入証明書の写し (4)資金の借入れが「借り換え」の場合は信用保証料返戻通知書の写し (5)その他必要と認める書類

【融資から補助金申請までの流れ】(※3)

- 1)セーフティネット保証4号・5号認定もしくは危機関連保証の認定申請。(雲南市商工振興課)
- 2)融資の申込み(金融機関)
- 3)審査・保証決定(島根県信用保証協会)
- 4)融資実行・信用保証料支払(金融機関)
- 5)信用保証料補助金の申請(雲南市商工振興課)→補助金交付決定及び補助金の支払い

留意事項:

※1 法人の場合は、登記上の住所地、または事業実態のある所在地。個人の場合は、事業実態のある所在地。(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者)

※2 雲南市が認定する「セーフティネット4号・5号」の申請の詳細については、雲南市ホームページをご参照ください。

※3 融資の申込みについては、市内金融機関又は島根県信用保証協会にご相談ください。